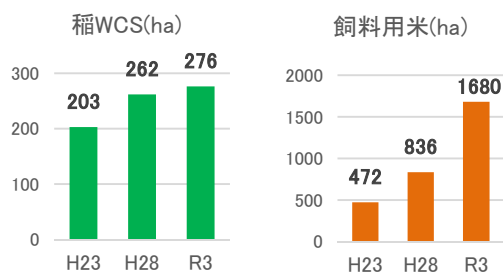


自給飼料の生産と利用の拡大

畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は酪農・肉用牛で3割～5割、養豚・養鶏で5割～6割と高く、近年の飼料価格の高騰は経営に深刻な影響を与えています。そのため、今まで以上に自給飼料の『生産と利用』が求められています。

自給飼料の『生産』は主に畜産農家自らの取組です。限られたほ場、機械、労力での取組になりますので、急な面積拡大は難しいかもしれませんが、現状の取組の中でも、品種転換や排水対策の徹底等による単収の向上、サイレージ調製時の適期・適正水分での収穫・調製、梱包密度を高めることなどで、高品質な自給飼料(サイレージ)生産が可能です。良質なサイレージの給与は廃棄ロスの削減はもちろん、畜産物の生産性向上にもつながります。まずは単収向上と品質向上に取り組みながら、将来的な面積拡大を図りましょう。

もう一つの自給飼料の『利用』はいわゆる耕畜連携の取組で、耕種農家が飼料を生産し、畜産農家が利用します。県内ではこれまで、稲WCS(粗飼料)や飼料用米(濃厚飼料)の取組が行われてきました(下グラフ:取組面積の推移)。



この耕畜連携による飼料の生産・利用で重要になるのがコントラクター(専用機械を所有し、耕種農家から収穫・調製等を請け負う受託組織)です。既存の取組では稲WCSの収穫・調製を100ha以上受託する組織や新しく青刈りとうもろこしに取り組む組織も出てきています。

今後、新しい取組を始めるにはコントラクターの組織化や体制整備など一定の時間が必要です。畜産農家として、耕種農家が安心して取り組めるよう引取条件の明確化など地域への働き掛けが必要です。場合によっては畜産農家がコントラクターとなる必要があるかもしれません。耕種農家、畜産農家、コントラクターの3者にメリットのある取組とすることがポイントです。

また、耕種農家側でも生産調整の拡大や地力低下への対策として、水田での飼料生産が注目されています。令和4年度の取組面積は稲WCSが約300ha、飼料用米も2,000haを超える見込みです。さらに、これまで北海道を中心に生産されていた子実トウモロコシ(濃厚飼料)の取組も県内で始まっています。飼料用米や子実トウモロコシの利用は調製等が必要なことから制約もありますが、これまで難しかった濃厚飼料の自給率向上に繋がる取組です。

令和3年度の飼料自給率は全国25%に対し、本県は14%です。近年、緩やかに上昇していますが、今後さらに自給飼料の生産と利用の拡大に取り組ましましょう。

(農業技術センター・松山)